

質問第一〇五号

いわゆる「ふっこう割」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十二月六日

芳賀道也

参議院議長 山東昭子 殿

いわゆる「ふっこう割」に関する質問主意書

今年の台風十五号及び十九号による風水害の被害を受けた地域への旅行者に対して五千円の補助を行う制度、いわゆる「ふっこう割」がいち早く決定された。これは、被災地域の観光支援を通じて災害復旧の後押しにもつながる素晴らしい取り組みである。

「ふっこう割」の対象区域は、台風十五号及び十九号による被害を受けた岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の十四都県である。しかしながら、旅行者のキャンセルや風評被害のあった山形県は「ふっこう割」の対象区域に含まれていない。山形県内でも台風十五号及び十九号による被害が複数あったことから、山形県を「ふっこう割」の対象区域とすべきではないかと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。